代議員制度導入に伴う諸規程の整備

事務局

【改正】
定 款
（総会承認）

第3章
※代議員制度を採用するときは、定款にその骨子を定めなければならない。
●代議員は正会員の中から選挙で選出する。
●代議員を一般法人法上の社員とする。
●総会には、代議員が出席する。（社員総会→代議員総会）

31条 → 【制定】代議員総会運営規則（総会承認）

●代議員総会の運営に関する基本的事項を定める。
●代議員総会の議事録に記載するべき内容を定める。

15条, 32条 → 【制定】役員及び代議員選出規則（総会承認）

●役員（理事・監事）の選出に関する基本的事項を定める。あわせて代議員の選出に関する基本的事項を定め、この規則に集約する。
（現「役員選出規則」は、その内容をここに移管することで廃止する。）

9条 → 【制定】役員選出規程（理事会承認）

●役員（理事・監事）選出に関する細目事項を定める。
●理事の立候補、選挙の方法など。
（現「役員選出細則」は、その内容をこの規程に移管することで廃止する。）

17条 → 【制定】代議員選出規程（理事会承認）

●代議員の選出に関する細目事項を定める。
●代議員選挙の選挙区、定数の算定方法など。
●代議員の立候補方法、選挙の方法など。

13条2項 → 【制定】選挙管理委員会規程（理事会承認）

●役員及び代議員の選挙全般の事務を主管する選挙管理委員会の常設設置、ならびに具体的な運営事務の基本的事項を定める。
●委員の構成、要件、選出方法、任期など。